

監査告示第16号

令和2年10月5日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	山口	健
同	長浜	昌三

令和2年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準（令和2年2月20日制定）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	総務部	総務課 情報システム課 ICT推進室
	税務部	市民税課 納税課 谷山税務課 伊敷税務課 吉野税務課 吉田税務課 桜島税務課 喜入税務課 松元税務課 郡山税務課
企画財政局	財政部	財政課 契約課
環境局	環境部	環境政策課 再生可能エネルギー推進課
健康福祉局	福祉部	保護第一課 保護第二課 伊敷福祉課 吉野福祉課 谷山福祉部 福祉課 保護課 喜入保健福祉課
産業局	農林水産部	生産流通課 農地整備課
建設局	道路部	道路維持課 道路管理課 谷山建設課

市立病院 総務課 経営管理課 医事情報課
教育委員会 管理部 文化財課 図書館
公平委員会事務局

(2) 対象範囲

原則として令和2年4月1日から令和2年6月30日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和元年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の整備・運用状況について（収入事務）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票及びマニュアル等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和2年8月3日から同年10月5日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に事務処理がなされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、収入事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、おおむね適切であったが、リスクの発生防止のチェック機能が有効に果たされていないケースがあった。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

(1) 総務局 総務部、税務部

総務部 指摘事項なし

[意見]

- ・ 平成11年に市民のインターネット利用の機会の提供を目的に設置した公衆端末については、現在各支所等に8台配備しているが、WEB閲覧機能を搭載した携帯電話の普及により所期の目的は達成したものと推察されることから、設置継続の必要性について検討されたい。(情報システム課)

税務部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市会計規則第26条第1項によると、出納員等が現金領収帳を収納取扱員に交付するときは現金領収帳受払整理簿に記載することとなっている。また、交付された現金領収帳の表紙に収納出納員交付年月日を記載するとともに、収納出納員及び収納取扱員の使用印を押印することとなっている。

しかしながら、市税に係る諸証明手数料用に使用している現金領収帳1冊について、現金領収帳受払整理簿に記載がなく、また、現金領収帳の表紙に交付年月日の記載及び収納出納員の押印がなかった。(松元税務課)

(2) 企画財政局 財政部

指摘事項なし

(3) 環境局 環境部

指摘事項なし

(4) 健康福祉局 福祉部、谷山福祉部

福祉部 指摘事項なし

[意見]

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国において住居確保給付金の申請要件を緩和したことから、本市の4月から6月までの相談件数は対前年度比で4.2倍（25件⇒1,062件）、給付件数は3.0倍（7件⇒207件）と激増している。感染症の収束が見通せない中、状況に応じて相談体制の充実を図るなど迅速かつ適切に対応されたい。（保護第一課）

谷山福祉部 指摘事項なし

(5) 産業局 農林水産部

[指摘事項]

- ・ 会計規則第32条第4項によると、収入事務受託者は歳入を収納したときは、現金領収証書等を納入者に交付しなければならないが、第6項によると、受託収納内訳書及び関係書類を主管課長に送付しなければならない。この場合において、主管課長は、収納金について関係書類により検査確認しなければならないとあるが、桜島海づり公園使用料の超過時間分釣り料について、収入事務受託者は、金銭登録機が故障していた期間（令和元年8月18日～令和2年8月31日）中、納入者に現金領収証書の交付を行っておらず、また、主管課長は、この事実を見過ごし、必要な検査確認を怠っていた。（生産流通課）

[意見]

- ・ 桜島海づり公園使用料の不適切な事務処理は、収納事務に関する認識不足と検査確認の形骸化に起因していると考えられる。主管課長は、収入事務受託者への指導を含め組織として財務に関する事務が適切に執行されるよう、リスクに係る内部統制の整備、運用に取り組まされたい。（生産流通課）

(6) 建設局 道路部

指摘事項なし

(7) 市立病院

指摘事項なし

(8) 教育委員会 管理部

指摘事項なし

[意見]

- ・ 旧鹿児島紡績所技師館（異人館）については、令和2年度中に周辺整備工事を完了する予定である。現在、施設の管理運営については、入館料収納業務、警備業務及び植栽管理等の業務を個別に委託しているが、整備完了後の指定管理者制度の導入並びに磯周辺地区の民間施設と連携した共通チケットの導入可能性について検討されたい。（文化財課）

(9) 公平委員会事務局

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの